



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日 (火)
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (7) (財政課) 5
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (8) (人事企画課) 12
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (9) (〃) 15
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (10) (〃) 17
	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例 (11) (業務効率推進課) 18
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (12) (〃) 20
	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (13) (〃) 21
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (14) (〃) 24
	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例 の一部を改正する条例 (15) (〃) 35

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

実施事業を拡大する基金について処分事由を設定するとともに、設置目的に定める事業が終了した等の基金を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金は、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに処分できることとする。

(2) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金、鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金、鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金、鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金、鳥取県自死対策緊急強化基金及び鳥取県授業料減免・奨学金等基金は、廃止する。

(3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 失業者の退職手当について、雇用保険法の改正による変更後の失業等給付に準じたものに改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は公布日とし、平成29年1月1日から適用する。

(4) 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、仕事と育児介護の両立支援制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 非常勤職員の育児休業に係る雇用継続の見込みの要件を子が1歳6か月（現行 2歳）に達する日までに緩和する。

(2) 再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情を定める規定について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

(1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益財団法人日本オリンピック委員会を加える。

(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県中部地震からの力強い復興を進めるため、中部地震復興本部事務局を設置する。

2 条例の概要

- (1) 知事の直近下位の内部組織として、中部地震復興本部事務局を設置する。
- (2) 中部地震復興本部事務局は、次の事務を所掌する。
 - ア 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項
 - イ 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項（生活環境部と共管）
 - ウ 地域の危機対応力の向上に関する事項（危機管理局と共管）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,855人	2,861人
一般会計支弁に係る職員	2,845人	2,851人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,262人	2,278人
県立学校の職員	2,015人	2,026人
県立学校の職員以外の職員	247人	252人
企業局の職員	59人	60人
県費負担教職員	4,097人	4,135人

- (2) 定数の外に置く職員に、市町村から委託を受けた事務に従事している職員（市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担しているものに限る。）を加える。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公募せずに指定管理候補者を選定している公の施設については、審査委員会の意見を聴いて公募しないことの適否を検討するものとする。

2 条例の概要

- (1) 知事又は教育委員会は、引き続き公募せずに指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめ審査委員会を開催し、その適否について検討を加えるものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、新設、廃止及び所掌の見直し等を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事の附属機関として鳥取県規制改革会議を、教育委員会の附属機関として鳥取県いじめ問題調査委員会など2の附属機関を設置する。
- (2) 知事の附属機関のうち鳥取県東部圏域がん対策推進会議など19の附属機関を鳥取県がん対策推進会議など5の附属機関に、教育委員会の附属機関のうち鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会など77の附属機関を鳥取県立高等学校運営指導委員会など4の附属機関に、それぞれ統合する。
- (3) 知事の附属機関のうち鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会を、教育委員会の附属機関のうち鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会など3の附属機関を廃止する。
- (4) 知事の附属機関のうち鳥取県地震防災調査研究委員会及び鳥取県いじめ問題検証委員会の調査審議する事項を改める。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

ア 個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務

(イ) 鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務

イ 知事は、ア(ア)の事務の処理に必要な限度で児童扶養手当に関係する特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができることとする。

ウ 知事は、教育委員会からア(イ)の事務を処理するために必要な障がい者に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。

エ 知事は、公安委員会、企業局又は病院局から児童手当の支給に関する事務を処理するために必要な地方税に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

ア 本人確認情報の利用をすることができる事務に、(1)ア(ア)の事務など4事務を追加する。

イ 知事は、教育委員会から(1)ア(イ)の事務など3事務の処理に関し本人確認情報の提供を求められたときは、これを提供するものとする。

(3) 施行期日は、規則で定める日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
9 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	9 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	

	が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。								が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。
略					略				
15 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費	15 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費

				(3) 未来を担う子どもの健全な成長に資する施策に係る経費のうち、(1)及び(2)に掲げる経費に準ずるもの				(3) 未来を担う子どもの健全な成長に資する施策に係る経費のうち、(1)及び(2)に掲げる経費に準ずるもの	
16	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	失業者に対する短期の就業機会の提供及び能力開発、就業相談、住宅の確保その他の支援を行うとともに、就業している者の処遇の改善等を支援することにより、労働者の生活の安定を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。				
16 略					17 略				
17	鳥取県消費者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。				
18	鳥取県消費者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。				

	<p>能強化等を図ること。</p>					<p>能強化等を図ること。</p>				
					<p>19 鳥</p>	<p>介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進するとともに、介護施設の開設準備に対する支援を行うことによりその円滑な開設を図り、もって質の高い介護サービスの安定的な提供体制の確保に資すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時</p>
					<p>20 鳥</p>	<p>介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ると</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時</p>

										死の防止及び自死者の親族等に対する支援の充実に資すること。			
18	鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	23	鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。		
24	鳥取県授業料減免・奨学金等基金	次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。								

					(1) 経 濟的理 由によ り就学 が困難 な高等 学校の 生徒の 授業料 等の減 免及び 高等学 校等の 生徒に 対する 奨学金 の貸与		
					(2) 東 日本大 震災等 により 被災し た 幼 児、児 童又は 生徒の 授業料 等の減 免その 他の就 学等に 関する 援助の 実施		
<u>19</u>	略				<u>25</u>	略	
<u>20</u>	略				<u>26</u>	略	
<u>21</u>	略				<u>27</u>	略	
<u>22</u>	略				<u>28</u>	略	
<u>23</u>	略				<u>29</u>	略	
<u>24</u>	略				<u>30</u>	略	
<u>25</u>	略				<u>31</u>	略	
<u>26</u>	略				<u>32</u>	略	

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 8 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法</u></p>

<p>する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）</u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>第7項又は第8項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。</u>）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 略</p>	<p>の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>これらの規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。</u>）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 退職職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）第15条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17

号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合には、0)）」とする。

- 3 改正後条例第15条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い平成29年1月1日以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「改正前条例」という。)第15条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(平成29年1月1日前1年以内に改正前条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて平成29年1月1日以後に改正後条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて平成29年1月1日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後条例第15条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて平成29年1月1日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて平成29年1月1日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第15条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 平成29年1月1日前に改正前条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(平成29年1月1日以後に改正後条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する職員の退職手当に関する条例第15条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該請求に係る子が1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>2 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>（1） 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日から6か月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>2 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>（1） 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組</p>

<p>等により職員と別居することとなった<u>ことその他の人事委員会規則で定める事情</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった<u>ことその他の人事委員会規則で定める事情</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>等により職員と別居することとなった<u>こと。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった<u>こと。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 公益財団法人日本オリンピック委員会</u></p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>中部地震復興本部事務局</u></p> <p>元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p><u>(中部地震復興本部事務局の所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>中部地震復興本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項（生活環境部と共管）</u></p> <p><u>(3) 地域の危機対応力の向上に関する事項（危機管理局と共管）</u></p> <p>(元気づくり総本部の所掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(危機管理局の所掌事務)</p> <p>第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項 <u>(中部</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p>元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(元気づくり総本部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(危機管理局の所掌事務)</p> <p>第4条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項</p>

<p><u>地震復興本部事務局と共管</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(観光交流局の所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p><u>第10条</u> 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 住宅に関する事項 <u>(次号に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (中部地震復興本部事務局と共管)</u></p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(観光交流局の所掌事務)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 住宅に関する事項</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p><u>第13条</u> <u>削除</u></p>
--	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,855人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,845人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,262人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,015人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>247人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,097人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の事務に従事している職員(市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担しているものに限る。)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,861人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,851人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,278人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,026人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>252人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,135人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>市町村から派遣される職員のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の職員の研修に関する事務に従事しているもの</u></p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 知事等は、第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定した公の施設について、引き続き同号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめその適否について検討を加えるものとする。</u></p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第14条 第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による審査並びに第6条第4項の規定による検討を行わせるため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。</p> <p>(1) <u>当該公の施設を所管する部局の職員</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第16条 <u>削除</u></p>	<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第14条 知事等は、<u>第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。</u></p> <p>(委員の構成)</p> <p>第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、<u>次の各号</u>に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。</p> <p>(1) <u>所管部局等の職員</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第16条 <u>委員会の庶務は、所管部局等において処理する。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立人権ひろ ば21指定管理候補 者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管 理者の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第67号)	鳥取県立人権ひろ ば21指定管理候補 者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管 理者の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第67号)
鳥取県地域振興部 指定管理候補者審 査委員会	第5条、第6条第2項及び第4 項並びに第22条第3項に規定す る事項	鳥取県地域振興部 指定管理候補者審 査委員会	第5条、第6条第2項及び第22 条第3項に規定する事項
鳥取県観光交流局 指定管理候補者審 査委員会		鳥取県観光交流局 指定管理候補者審 査委員会	
鳥取県福祉保健部 指定管理候補者審 査委員会		鳥取県福祉保健部 指定管理候補者審 査委員会	
鳥取県生活環境部 指定管理候補者審 査委員会		鳥取県生活環境部 指定管理候補者審 査委員会	
鳥取県商工労働部 指定管理候補者審 査委員会		鳥取県商工労働部 指定管理候補者審 査委員会	
鳥取県農林水産部 指定管理候補者審 査委員会		鳥取県農林水産部 指定管理候補者審 査委員会	
鳥取県県土整備部 指定管理候補者審 査委員会		鳥取県県土整備部 指定管理候補者審 査委員会	
鳥取県立大山駐車 場指定管理候補者 審査委員会		鳥取県立大山駐車 場指定管理候補者 審査委員会	
鳥取県立大山自然 歴史館指定管理候 補者審査委員会		鳥取県立大山自然 歴史館指定管理候 補者審査委員会	
略		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県教育委員会 指定管理候補者審 査委員会	鳥取県公の施設における指定管 理者の指定手続等に関する条例 第5条、第6条第2項及び第4 項並びに第22条第3項に規定す	鳥取県教育委員会 指定管理候補者審 査委員会	鳥取県公の施設における指定管 理者の指定手続等に関する条例 第5条、第6条第2項及び第22 条第3項に規定する事項

	る事項	
略		略

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直し <u>その他の地震防災対策に関する事項</u> (2) 略	鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直しに関する事項 (2) 略
略		略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県規制改革会議	規制の見直しに係る提案等に関する事項		
略		略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項	鳥取県いじめ問題検証委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項
略		略	
鳥取県がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたが	鳥取県東部圏域がん対策推進会議 鳥取県中部圏域がん	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたが

	ん対策の推進に関する事項	対策推進会議	ん対策の推進に関する事項
鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項	鳥取県西部圏域がん対策推進会議	
		鳥取県東部地域歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
		鳥取県中部地域歯科保健推進協議会	
		鳥取県西部地域歯科保健推進協議会	
鳥取県老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項	鳥取県東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項
		鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	
		鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	
鳥取県地域保健医療協議会	地域保健医療計画の実施に関する事項	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会	地域保健医療計画の実施に関する事項
		鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会	
		鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会	
略		略	
鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品（廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。）の認定に関する事項	鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品（廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。）の認定に関する事項
		鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会	県が実施する次世代環境産業プロジェクト事業のテーマ及び内容、実施体制並びに受託者の決定に関する事項
略		略	
鳥取県職業能力開発審議会	鳥取県における職業能力開発のあり方に関する事項	鳥取県立産業人材育成センターコンピューター制御科運営推進	鳥取県立産業人材育成センターコンピューター制御科の職業訓練のあり方に関する

略	

協議会	事項
鳥取県立産業人材育成センター土木システム科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター土木システム科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター木造建築科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター木造建築科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター総合実務科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター総合実務科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センターデザイン科の職業訓練のあり方に関する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的介助行為の実施に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
略	
鳥取県立高等学校運営指導委員会	高等学校における農林水産分野の人材育成に関する事項
略	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的介助行為の実施に関する事項
略	
鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校における林業分野の人材育成に関する事項
鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会	鳥取県立境港総合技術高等学校における水産分野の人材育成に関する事項
略	
鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項
鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価	

委員会

鳥取県立鳥取商業高等
学校学校関係者評
価委員会鳥取県立鳥取工業高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立鳥取湖陵高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立鳥取緑風高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立青谷高等学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立岩美高等学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立八頭高等学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立智頭農林高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立倉吉東高等
学校学校関係者評価
委員会鳥取県立倉吉西高等
学校学校関係者評価
委員会鳥取県立倉吉農業高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立倉吉総合産
業高等学校学校関係
者評価委員会鳥取県立鳥取中央育
英高等学校学校関係
者評価委員会鳥取県立米子東高等
学校学校関係者評価
委員会鳥取県立米子西高等
学校学校関係者評価

委員会

鳥取県立米子高等学校
学校関係者評価委員
会鳥取県立米子南高等
学校学校関係者評価
委員会鳥取県立米子工業高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立米子白鳳高
等学校学校関係者評
価委員会鳥取県立境高等学校
学校関係者評価委員
会鳥取県立境港総合技
術高等学校学校関係
者評価委員会鳥取県立日野高等学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立鳥取盲学校
学校関係者評価委員
会鳥取県立鳥取聾学校
学校関係者評価委員
会鳥取県立鳥取聾学校
ひまわり分校学校関
係者評価委員会鳥取県立鳥取養護学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立白兔養護学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立倉吉養護学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立皆生養護学
校学校関係者評価委
員会鳥取県立米子養護学
校学校関係者評価委

		員会 鳥取県立琴の浦高等 特別支援学校学校関 係者評価委員会	
鳥取県立学校学校評 議員会	県立学校の運営に関する事 項	鳥取県立鳥取東高等 学校学校評議員 鳥取県立鳥取西高等 学校学校評議員 鳥取県立鳥取商業高 等学校学校評議員 鳥取県立鳥取工業高 等学校学校評議員 鳥取県立鳥取湖陵高 等学校学校評議員 鳥取県立鳥取緑風高 等学校学校評議員 鳥取県立青谷高等学 校学校評議員 鳥取県立岩美高等学 校学校評議員 鳥取県立八頭高等学 校学校評議員 鳥取県立智頭農林高 等学校学校評議員 鳥取県立倉吉東高等 学校学校評議員 鳥取県立倉吉西高等 学校学校評議員 鳥取県立倉吉農業高 等学校学校評議員 鳥取県立倉吉総合産 業高等学校学校評議 員 鳥取県立鳥取中央育 英高等学校学校評議 員 鳥取県立米子東高等 学校学校評議員 鳥取県立米子西高等 学校学校評議員 鳥取県立米子高等学 校学校評議員 鳥取県立米子南高等 学校学校評議員 鳥取県立米子工業高	県立学校の運営に関する事 項

		等学校学校評議員 鳥取県立米子白鳳高等 学校学校評議員 鳥取県立境高等学校 学校評議員 鳥取県立境港総合技 術高等学校学校評議 員 鳥取県立日野高等学 校学校評議員 鳥取県立鳥取盲学校 学校評議員 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校 学校評議員 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校 ひまわり分校学校評 議員 鳥取県立鳥取養護学 校学校評議員 鳥取県立白兔養護学 校学校評議員 鳥取県立倉吉養護学 校学校評議員 鳥取県立皆生養護学 校学校評議員 鳥取県立米子養護学 校学校評議員 鳥取県立琴の浦高等 特別支援学校学校評 議員	
鳥取県キャリア教育 推進会議	高等学校におけるキャリア 教育のあり方及びキャリア 形成のための具体的な施策 に関する事項	鳥取県キャリア教育 推進会議	高等学校におけるキャリア 教育のあり方及びキャリア 形成のための具体的な施策 に関する事項
略		鳥取県教育研究開発 事業に係る運営指導 委員会	文部科学省から指定を受け た新しい取組を試験的に行 う学校の運営のあり方に関 する事項
略		略	
鳥取県地域の産業界 と学校のネットワー ク会議	地域で活躍できる人材育成 のあり方に関する事項	鳥取県立鳥取商業高 等学校地域の産業界 と学校のネットワー ク会議	地域で活躍できる人材育成 のあり方に関する事項
		鳥取県立鳥取工業高 等学校地域の産業界	

			と学校のネットワーク会議
			鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
			鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
			鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
			鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
			鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
			鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
			鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
略		略	
鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項	鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項
		鳥取県運動部活動推進委員会	中学校及び高等学校の運動部活動における外部指導者を活用した指導体制のあり方に関する事項
鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項	鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
		鳥取県心や性の健康問題対策協議会	鳥取県の児童及び生徒の心と性に関する健康状態並びに学校における健康教育のあり方に関する事項

略		略	
鳥取県武道指導推進委員会	中学校における武道の授業に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項	鳥取県武道指導推進委員会	中学校における武道の授業に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項
鳥取県がん教育推進協議会	学校におけるがん教育の推進に関する事項		
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第1又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県がん対策推進会議	鳥取県東部圏域がん対策推進会議 鳥取県中部圏域がん対策推進会議 鳥取県西部圏域がん対策推進会議
鳥取県歯科保健推進協議会	鳥取県東部地域歯科保健推進協議会 鳥取県中部地域歯科保健推進協議会 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会
鳥取県老人ホーム入所調整委員会	鳥取県東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会 鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会 鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会
鳥取県地域保健医療協議会	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会 鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会 鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会
鳥取県立高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会 鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会
鳥取県立学校学校関係者評価委員会	鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会

	<p>鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会</p> <p>鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会</p>
<p>鳥取県立学校学校評議員会</p>	<p>鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立青谷高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立岩美高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立八頭高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立米子東高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立米子西高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立米子高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立米子南高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立米子工業高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員</p> <p>鳥取県立境高等学校学校評議員</p>

	鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員 鳥取県立日野高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取盲学校学校評議員 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校評議員 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり分校学校評議員 鳥取県立鳥取養護学校学校評議員 鳥取県立白兔養護学校学校評議員 鳥取県立倉吉養護学校学校評議員 鳥取県立皆生養護学校学校評議員 鳥取県立米子養護学校学校評議員 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
略		略	
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの	3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの		
<u>5</u> 略		4 略	
6 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第 4 号）による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの	5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第 4 号）による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの
7 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの		
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
略		略	
知事	別表第 1 の 2 の項に掲げる事務	知事	別表第 1 の 2 の項に掲げる事務
知事	別表第 1 の 4 の項に掲げる事務		生活保護法による保護の実施に関する情報
教育委員会	別表第 1 の <u>5</u> の項又は <u>6</u> の項に掲げる事務	教育委員会	別表第 1 の <u>4</u> の項又は <u>5</u> の項に掲げる事務
	法別表第 2 の 65 の項第 4 欄に掲げる情報		法別表第 2 の 113 の項第 4 欄に掲げる情報
略		略	

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の7の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報
略			

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
略			

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から4の項までに掲げる事務</u></p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>
<p>（本人確認情報を提供する執行機関及び事務）</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</u></p> <p>(1) <u>監査委員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>教育委員会 個人番号条例別表第1の5の項から7の項までに掲げる事務</u></p>	<p>（本人確認情報を提供する執行機関及び事務）</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>監査委員とし、同号に規定する条例で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。